

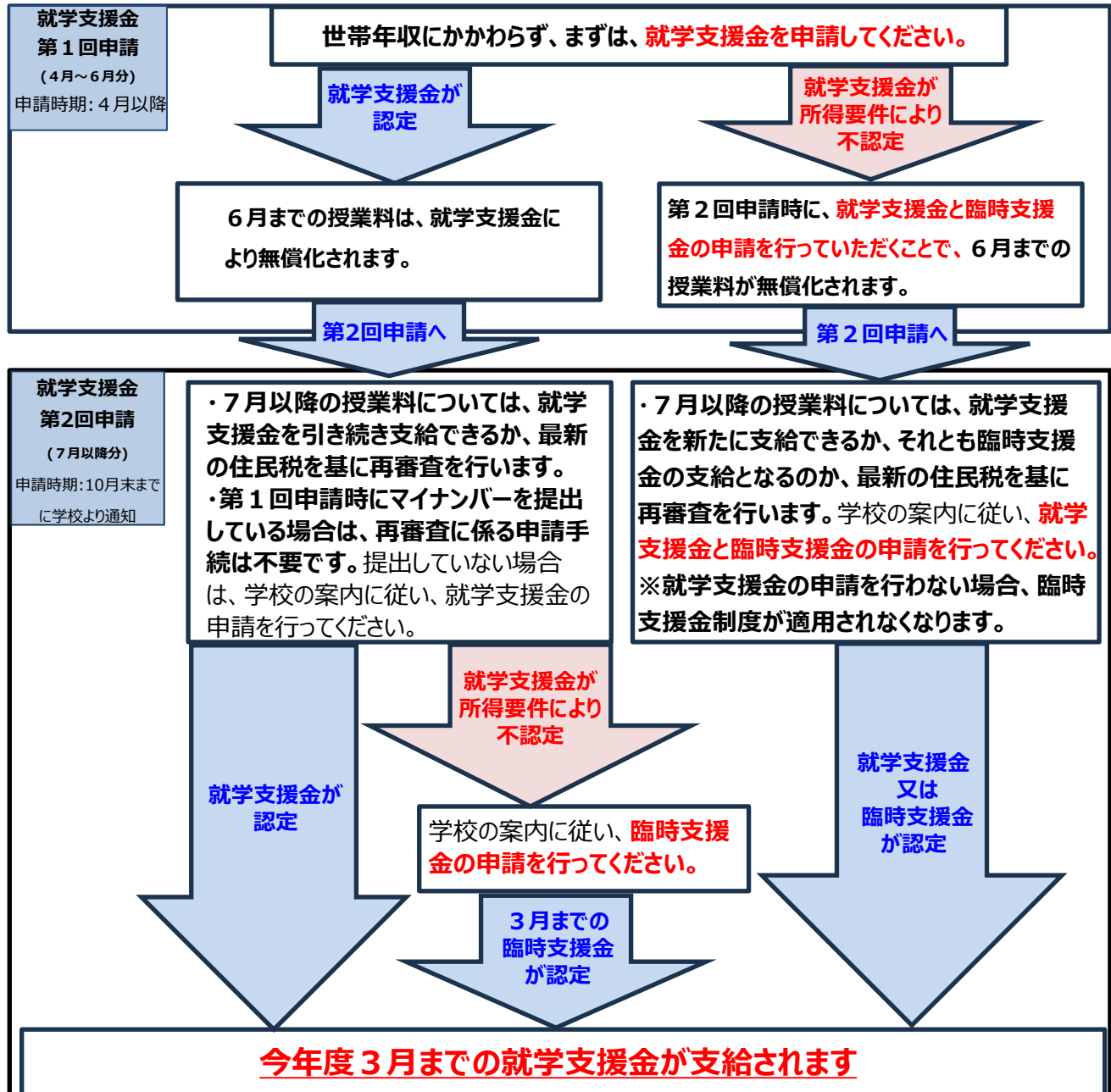
沖縄県私立高校等における令和7年度の 高等学校等就学支援金（臨時支援金）の申請手続きについて

令和7年度私立高校等における高等学校等就学支援金(以下「就学支援金」という。)について、令和7年度は
国の制度拡充を踏まえ、所得制限が撤廃されます。

就学支援金の申請を行った結果、**年収約910万円未満の世帯は就学支援金、年収約910万円以上世帯は高校生等臨時支援(以下「臨時支援金」という。)**の対象となります。

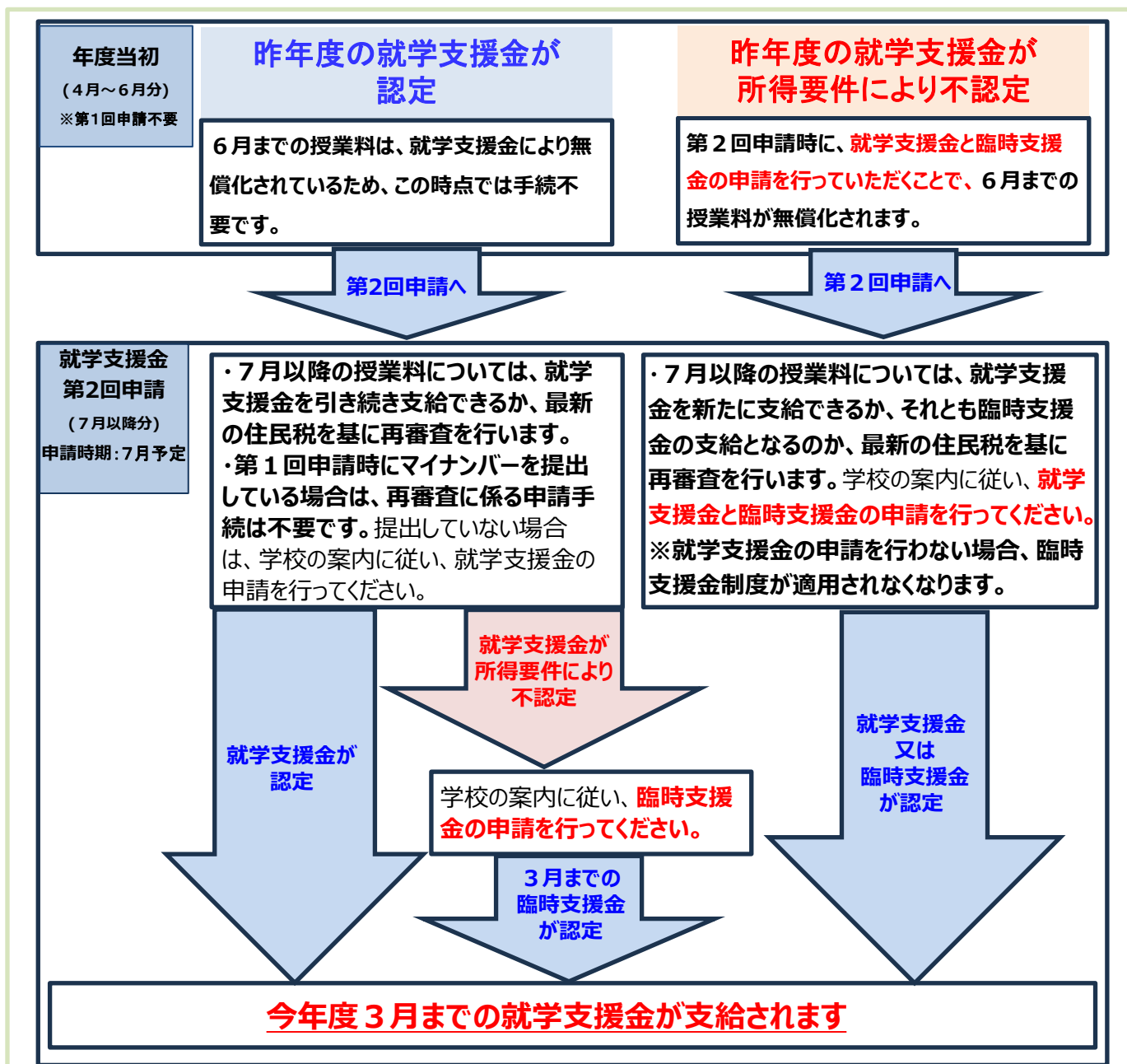
以下をご確認の上、期限までに必要なお手続きを行ってください。

1 申請手続きフロー(新入生の場合)



2 申請手続きフロー(在校生の場合)

- ・在校生の場合は、昨年度の就学支援金第2回申請の審査結果により、必要な手続きが変わります。詳細は裏面をご確認ください。
- ・昨年度の就学支援金を申請していない場合は、上記フローをご参照ください。



3 留意事項 (必ずご確認ください)

- ・就学支援金の申請を行わない方は、臨時支援金は認定されません。
- ・所得要件以外の要件(在籍期間等)を満たさないことにより就学支援金の受給資格を得られない方は、臨時支援金を受けることはできません。
 例：高等学校等を卒業又は修了したことがある方。
 高等学校等に在学した期間(転退学等の場合を含む。)が、全日制課程の場合は通算して36か月を超える方、
 定時制及び通信制課程の場合は通算して48か月を超える方。
 日本国内に住所を有さない方。

4 提出先・問合せ先等

提出先・問合せ先	生徒が在籍する私立高等学校
制度に関すること	沖縄県総務私学課私学・法人班 就学支援金担当 098-866-2074 (平日 9:00～17:00)